

Title	戦国大名間外交における取次：甲斐武田氏を事例として
Sub Title	Mediating alliance negotiations between Daimyo in the Warring States Period : the case of the Takeda Family
Author	丸島, 和洋(Marushima, Kazuhiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.2/3 (2008. 12) ,p.41(221)- 66(246)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20081200-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦国大名間外交における取次

——甲斐武田氏を事例として——

丸島和洋

はじめに

中近世移行期の研究において、近年活発となつていゝるものに取次者の検討がある。その先駆けとなつたものとして、山本博文氏による豊臣政権の「取次」研究が挙げられる。⁽¹⁾ 豊臣政権においては、「取次」「指南」と呼ばれた取次者が秀吉と諸大名の間に介在して意思伝達を取り持つと同時に、大名が適切に振る舞えるよう内々の指導をも行つていたという。山本氏の議論において特筆されるのは、「取次」「指南」構成員とその変遷の検討が、権力構造やその移行過程を考察する上で重要な意味を持つ点を明らかにしたことである。

この豊臣期「取次」論において、「取次」の前身として指定されたのが戦国大名間外交の取次者であつた。大

名間外交を担う取次者は、史料上「奏者」「取次」などと記載され、研究史上は「奏者」と称される場合が多い。しかし筆者は、基本的に対等な関係にある大名間外交においては、比較的上下色の薄い「取次」を用いるのが妥当と考へており、本稿でも「取次」と呼称することとしたい。なお本来であれば鉤括弧を付すべきであろうが、煩雑である上、豊臣政権における「取次」との混同を避けるために、以下では単に取次と称する。⁽³⁾

戦国大名間外交の取次について、本格的に着目されたのは岩澤愿彦氏であり、越相同盟（上杉―後北条同盟）を材料に後北条氏の外交組織について検討を加えられた。⁽⁴⁾ 越相同盟交渉は、取次同士の閉鎖的な交渉ルート（「手筋」）によつて支えられており、双方の合意した「手筋」を踏まえない限り、交渉自体が成立しないものであ

った。またこの「手筋」は、支城主―国衆間の取次関係を利用したもので、外交組織は領国支配組織に連なるものであったという⁽⁵⁾。

戦国大名間外交の取次研究は、上杉氏を中心に研究の蓄積が見られる他⁽⁶⁾、筆者も甲斐武田氏を中心に検討を重ねてきた⁽⁷⁾。また遠藤ゆり子氏は、取次が領国の「平和」維持と被取次者の進退保証に果たしていた役割を重視した議論を展開されている⁽⁸⁾。取次や使者が織りなした交渉の実態については、山田邦明氏によって丹念に描き出されている⁽⁹⁾。

取次の研究は、室町幕府についても蓄積がなされており、「幕閣」や將軍側近が各地の守護と將軍を結ぶ役割を果たしていたことが明らかにされている⁽¹⁰⁾。その中で羽下徳彦氏は、將軍御内書と副状の関係を機能論の観点から追究し、副状と「組み合わさって」はじめて文書として機能したことを指摘された⁽¹¹⁾。これは戦国大名の外交書状においても同様であり、取次の副状がないために交渉の信頼性に疑念が生じている事例が見出せる⁽¹²⁾。つまり取次とは、大名間外交にとって不可欠な存在であったといつてよい。

このことは、取次の動向が、大名家の軍事・外交方針

に影響を与えうるものであったことを示唆するものであろう。戦国期細川氏の畿内支配を検討された末柄豊氏は、細川氏の内衆（家臣）が他の戦国期権力と結びつき、細川氏の政治動向を左右したことを明らかにされている⁽¹³⁾。これを踏まえ、家永遵嗣氏は戦国大名の同盟関係を動かした要因のひとつに、内衆同士のネットワークがあると見解を提示された⁽¹⁴⁾。戦国大名においても、取次の検討が、権力構造を考える材料となりえるといえるであろう。

そうした視点から取次を捉えた場合、注目すべきは、取次構成員の多様性であろう。後北条氏や佐竹氏を事例とした研究においては、取次が一門・宿老および当主側近層といった多様な人間によって構成されていたことが明らかにされている⁽¹⁵⁾。その上、多くの外交において、複数名の取次を検出しよう。どのような立場の人間が、どのような役割を期待されて、取次を務めたのであろうか。この点を検討する事で、戦国大名がどのような存在によって支えられ、動かされた権力であったのかを、明らかにすることが出来ると思われる。

こうした中で、遠藤ゆり子氏は、大名間外交を動かした存在として、交渉相手に嫁いだ女性や、宗教者、両

属・多属的な領主といった大名家中外（あるいはその外縁部）に位置した人間を重視した議論を展開された。¹⁶ 遠藤氏は、外縁部に位置する「無縁」的な存在が、大名間外交を円滑化したという見解を提示されたのである。

中立性という観点からみれば、彼ら（彼女ら）の存在が、交渉相手を説得する上で有効に働いた側面は確かに存在したことであろう。また、両属・多属的な領主Ⅱ境目の国衆が、外交に影響を及ぼしたことは、軽視できない事実である。¹⁷ しかしながら、彼らは大名権力の構成員ではない。外交関係を長期に亘って維持することを考えた際、また大名個人だけではなく、大名家中全体への影響力をも考慮に入れた場合、その役割を過度に評価することはできないのではなからうか。大名権力の中枢に位置する家臣を対象とした議論を深めていく必要があると考える。

筆者は、武田氏の越後上杉氏担当取次について検討を行い、宿老でありかつ一門に準ずる姻戚関係を有する小山田信茂と、当主側近の跡部勝資・長坂光堅の組み合わせで構成されていることを指摘した。¹⁸ しかしこれは一事例を取り上げたに過ぎず、武田氏外交全体を通覧した上で考察を行う必要がある。また、宿老（特に準一門）と

側近の組み合わせで取次が構成された理由について、側近だけでは家格が低すぎるといふ儀礼的な問題を指摘したが、さらに検討の余地があるように思われる。

そこで本稿では、戦国大名武田氏の外交全般を取り上げて取次を検出し、その構成にどのような特徴があったのか検討を行う。その上で、戦国大名は対外的な取次としてどのような存在を求めたのか、家臣にとって取次に任せられることにはどのような意味があったのかを考察する。本稿は個別大名を対象としたものではあるが、戦国大名一般の外交のあり方や、権力構造を考える上で、ひとつの足がかりにはなるであろう。また戦国大名間外交における取次は、豊臣政権における「取次」の前身と措定されている。武田氏における事例を手がかりとして、豊臣政権「取次」との関係についても、見通しを述べることにしたい。

一 取次の検出

本節ではある程度の史料が残されている交渉相手を材料として、武田氏外交の取次について検出を行う。その際には、①副状もしくは単独の外交書状が伝存している者、②大名書状の末尾に「猶〇〇^{人名}可申候」「委曲〇〇可

申候」といった文言が存在し（以下、取次文言と呼ぶ）、副状発給が想定できる者、⁽¹⁹⁾③外交書状の名宛人となっている者、を基準とする。

〔対今川氏（駿河）〕天文八年（一五三九）に同盟が成立し、永祿十一年（一五六八）まで継続した。交渉に際しては、一門であり、甲斐本国の有力国衆でもある穴山武田氏（信友―信君）が重要な役割を担っていた。穴山氏は武田氏服属以前から今川氏と交渉を有しており、それを活用したものとされる。⁽²⁰⁾

しかし今川氏との外交は、穴山氏に一任されていたわけではない。武田氏が今川氏への援軍として出陣した際の礼状は、板垣信方が受給している。⁽²¹⁾信玄初期（晴信期、改名が煩雑なため信玄で統一する）における板垣氏の位置付けには未だ検討の余地を残すが、初代諏方郡司として領域支配を委ねられた他、代々武田氏の通字である「信」字を授与されている稀有の例（信泰…信方―信憲―信安）であることを考え合わせれば、宿老の中でも最有力の存在と位置付けてよいだろう。⁽²²⁾板垣氏の対今川氏交渉参加が確認できるのは信玄の代に入ってからだが、板垣信方の取次就任は信虎期に遡るものかもしれない。

信玄の家督相続は父信虎の今川領への追放によってなされるが、それを円滑に行い得た背景として、板垣氏が今川氏との交渉を担当していた可能性が指摘できるからである。

また信玄の側近駒井高白齋についても、今川氏に対する外交書状発給、今川氏からの書状の披露、使者としての往来といった行為が確認される。⁽²³⁾

したがって今川氏に対する取次は、一門穴山武田氏（信友―信君）および宿老板垣信方、側近の駒井高白齋という組み合わせをとっていたと見ることができよう。

〔対後北条氏（相模）〕信虎期においては戦争と和睦を繰り返す状況にあったが、信玄の家督相続後に関係改善の動きが本格化した。軍事同盟が結ばれ、信玄の娘が北条氏政に嫁いだのは天文二三年のことである。交渉を担ったのは、本国甲斐都留郡の有力国衆小山田氏（出羽守信有―弥三郎信有―信茂）である。小山田氏は信虎との対立の過程で、後北条氏と外交関係を有しており、それを活かしたものとみられる。⁽²⁴⁾また信玄は、天文一四年に後北条・今川間の和睦を調停しているが、この交渉を担当したのは板垣信方および駒井高白齋・向山又七郎であった。⁽²⁵⁾向山又七郎も信玄初期の側近である。又七郎は信玄

と小山田氏を結ぶ取次であったと推測され、その立場に基づいて、後北条氏に対する取次を務めたと考えられる⁽²⁶⁾。

〔対里見氏（安房）〕永禄二一年末の甲相同盟破綻後、後北条氏に対する「手合」（共同軍事行動）を目的に交渉を行ったのが初見である。元龜二年（一五七一）に甲相同盟が復活した後も、後北条・里見氏間の和睦（相房和与）仲介という形で関係が継続していた。元龜三年、武田氏は里見氏麾下の長南武田氏に対し、相房和与を進める様に求めているが、このときの副状は土屋昌統が発給している⁽²⁷⁾。土屋昌統は同年末にも里見義弘から書状を受け取っている⁽²⁸⁾。使者としては日向宗立が派遣されていた⁽²⁹⁾。

この後外交関係はしばらく停滞していたようだが、天正七年（一五七九）に甲相同盟が再び破綻したことで再び同盟交渉が持ち上がる⁽³⁰⁾。交渉は天正八年から九年にかけて行われ、跡部昌忠が使者として派遣された⁽³¹⁾。副状を発給しているのは、土屋昌統の弟昌恒である⁽³²⁾。昌統が天正三年の長篠合戦で戦没したため、弟に交代したものであるう。

対里見氏外交にはもう一人、取次と想定できる人物が存在する。

【史料一】『里見家永正元龜年中書札留抜書』⁽³³⁾

一、甲州武田殿へ 小山田於宛所、但近年 甲府人々御中 正木

史料一は里見氏麾下の正木氏のものともみられる書札礼書である。これによれば、里見氏側の取次正木氏が甲斐武田氏に書状を出す際には、小山田氏に宛てて出す形をとったという⁽³⁴⁾。文書上からは確認出来ないが、小山田氏（弥三郎信有または信茂）も取次として活動していたものと思われる。したがって里見氏に対する取次は、宿老小山田氏と側近土屋昌統↓昌恒という組み合わせであったと考えられよう。

〔対佐竹氏（常陸）〕永禄初年には交渉が確認される。永禄九年二月、佐竹氏関係者への過所を甘利信忠が奉じており、交渉への関与が窺える⁽³⁵⁾。次いで同一二年一月付信玄書状の取次文言からは、土屋昌統の副状発給が想定でき⁽³⁶⁾、宿老甘利信忠と側近土屋昌統が取次であったとみられる。使者としては、高尾伊賀守が派遣されている⁽³⁷⁾。

武田・佐竹同盟（甲佐同盟）の目的は後北条氏に対する「手合」であったため、元龜二年末の甲相同盟復活で疎遠になったようである。ところが天正七年に武田氏が後北条氏と対立したことで、再び同盟が結ばれる⁽³⁸⁾。天正七年一〇月八日付勝頼書状の取次文言には武田信豊と跡

部勝資の名が記され、同日付の信豊副状が伝存している。⁽³⁹⁾翌年八月一六日付勝頼書状・跡部勝資書状と同一九日付武田信豊書状も同じ内容であり、⁽⁴⁰⁾「組み合わさって」機能したことが明らかである。これらから天正期の対佐竹氏外交は、一門武田信豊と側近跡部勝資によって担われていたと指摘できよう。里見氏とは違い、永禄期と天正期で取次の交代がみられる点に特徴がある。

注意したいのは、日付がずれている書状も含め、⁽⁴¹⁾勝頼・信豊・跡部勝資書状の筆跡が同一であることである。⁽⁴¹⁾当該期の武田氏発給文書によくみられる筆跡であり、すべての書状を勝頼の右筆が記したことを意味する。勝頼期の佐竹氏宛書状においては、本状と副状の間に内容上の相違がほとんどみられないが、このような作成経緯がひとつの理由であろう。それでも外交交渉には副状が必ずとされたのであり、取次が副状を付す行為自体に、重要な意味があったことを確認しうる。

〔対北関東諸氏〕では佐竹氏以外の北関東諸氏はどうであろうか。いずれも佐竹氏同様、永禄前半より交渉がみられる。

常陸小田氏に対しては、永禄一〇年に甘利信忠が過所を奉じており、⁽⁴²⁾取次であった可能性がある。

下野の宇都宮広綱は、元亀四年に土屋昌統に宛てて書状を出している。⁽⁴³⁾信玄期の取次は土屋昌統であったとみてよい。外交関係はしばらく途絶していたようだが、天正八年、宇都宮国綱は上野沼田城代真田昌幸に書状を送り、後北条氏に対する「手合」協議を要請した。昌幸から連絡を受けた勝頼は、武田信豊に返書を書かせている。⁽⁴⁴⁾同じ下野の佐野氏に対しても、やはり武田信豊が書状を出している。⁽⁴⁵⁾

このように北関東諸氏に対する外交においては、信玄期には宿老甘利信忠と側近土屋昌統が、勝頼期には一門武田信豊が取次として確認され、佐竹氏担当取次と重なる。特に永禄末年以後、佐竹氏と北関東諸氏の関係が深まっており、同じ取次が設定された背景とみてよいだろう。

〔対蘆名氏（陸奥）〕交渉は永禄一一年に集中しており、越後上杉氏に対する「手合」を意図したものであった。取次は山県昌景が務めている。⁽⁴⁶⁾

〔対徳川氏（三河）〕家康が岩手右衛門佐（武田庶流）に宛てた書状が初見である。⁽⁴⁷⁾年末詳だが、徳川家康が松平蔵人を名乗っているから、永禄九年以前のものであろう。外交関係の本格化は、永禄一一年末の駿河出兵が契機で

あり、今川氏に対する「手合」を目的としたものであった。ただし徳川氏は翌年五月に今川氏と和睦し、一〇月には上杉氏と結んで武田氏に敵対したため、同盟は短期間に終わっている。この間の交渉の副状は、穴山信君と山県昌景⁽⁴⁹⁾が出している。武田氏側の取次は、一門穴山信君と、側近山県昌景が務めていたのである。

〔対織田氏（尾張→美濃→近江）〕永禄元年頃に織田信長が秋山虎繁に返書を出したのが初見であり、外交関係が持たれたのは比較的早い。秋山虎繁は南信濃伊那郡の大嶋城代であり、前後の状況から見ても、東美濃における武田・織田両氏の衝突を回避するための交渉であったとみられる⁽⁵¹⁾。同盟関係への移行は永禄八年前後とみられ、引き続き秋山虎繁が取次を務めた他、市川十郎右衛門尉が岐阜に滞在して交渉を担った⁽⁵³⁾。また『甲陽軍鑑』（以下『軍鑑』）巻一一によれば、当初は春日虎綱が取次に指名されたが、海津城代に転出したために跡部勝資・原昌胤に交代したという（後掲史料六）。織田氏との同盟は元龜三年に崩壊するが、天正七〜九年にかけて再び和睦交渉が行われた。織田氏側の取次は菅谷長頼で、武田信豊と跡部勝資が書状を出している⁽⁵⁴⁾。この交渉を仲介したのは佐竹義重であったから、佐竹氏担当取次である両名に

交渉が任されたのであろう。

〔対斎藤氏（美濃）〕永禄七年に、美濃の高僧快川紹喜を恵林寺に迎えて以後に交渉が本格化し、翌八年〜九年頃に同盟が成立する。交渉は快川紹喜が仲介し、甘利信忠の邸宅に斎藤氏の使僧を迎えて行われた⁽⁵⁵⁾。したがって宿老甘利信忠が取次を務めていたと思われる。

〔対朝倉氏（越前）・浅井氏（近江）〕武田氏が織田・徳川氏と戦った元龜年間に外交関係が結ばれ、一門穴山信君が取次を務めている⁽⁵⁶⁾。朝倉氏への使者としては、日向宗立が派遣されたことがある⁽⁵⁷⁾。

〔対六角氏（近江）〕天正三年に交渉がみられ、穴山信君が書状を受け取っている⁽⁵⁸⁾。これは織田氏への「手合」を目的としたものだが、外交の開始はかなり遡るものとみられる。永禄一三年、穴山信君は六角氏旧臣の蒲生定秀に書状を出し、菩提寺南松院の住持を務めていた桃隠正寿（近江出身）の遺言に関する依頼を行っている⁽⁵⁹⁾。特に初信であることを示す文言がないから、取次として以前から交流があったものと考えてよいだろう。

〔対松永氏（大和）〕元龜四年に大和国衆の岡氏に宛てて、信玄の弟一条信龍が返書を出している⁽⁶⁰⁾。岡氏は当時松永氏に従っていたと思われるから、この書状も実質的には

松永氏に宛てたものであろう。一門一条信龍が、取次を務めた唯一の事例である。

〔対毛利氏 (安芸)〕天正四年より交渉が見られる。これは足利義昭が毛利氏の許に亡命したことを受けて行われたもので、外交自体が義昭との交渉と密接に関わるものであった。取次は武田信豊が務めている。⁽⁶¹⁾次いで天正七年の勝頼書状の取次文言には、長坂光堅と跡部勝資の名が見える。⁽⁶²⁾したがって毛利氏担当取次は、一門武田信豊と側近跡部勝資・長坂光堅という組み合わせであったと思われる。使者としては八重森家昌が派遣されている。⁽⁶³⁾

〔対室町幕府〕大永七年(一五二七)、武田信虎は近江移座中の將軍足利義晴から上洛への協力を求められた。この時の返書は、曾禰昌長と楠浦昌勝が連名で出している。⁽⁶⁴⁾兩名とも信虎の有力側近であった。この後信玄が嫡子義信の准三管領待遇と、自身の信濃守護補任を求めた際には、武田庶流家の今井昌良が書状を出している。⁽⁶⁵⁾

この後の交渉は、穴山氏を中心となつたらしい。元龜元年には足利義昭近臣の一色藤長に宛てて披露状を出し、⁽⁶⁶⁾天正三年には足利義昭に従っていた(畠山カ)頼英からの書状を受け取っている。⁽⁶⁷⁾こうした穴山氏の京都外交への関与は、より以前に遡る。天文二二年、後奈良天皇が

甲斐永安寺に禅刹の寺格を与えた際の交渉は、穴山信友によつて担われていた。⁽⁶⁸⁾

ところが天正四年に義昭が備後の鞆に入り、毛利氏の庇護下に入つて以後のやりとりは、武田信豊を介して行われている。⁽⁶⁹⁾取次が信豊に交代したのであろう。

〔对本願寺 (摂津)〕天文九年、信虎期になされた交渉が初見である。翌年には「武田内者板垣、此方取次」とみえるから、取次を務めたのは板垣信方であった。⁽⁷⁰⁾この後の交渉は、穴山信君が担当をしたようである。⁽⁷¹⁾外交に関わつた人物は多く、元龜四年には本願寺の東老軒常存に宛て、信玄の侍医板坂法印が副状を出している。⁽⁷²⁾次いで天正四年に坊官下間頼充に宛てた書状では、長坂光堅と森本蒲庵が副状を出す旨が述べられている。⁽⁷³⁾使者としては、本願寺派の僧である長延寺の実了師慶が頻繁に往来して交渉にも関与した他、八重森家昌も派遣されたことがあつた。⁽⁷⁴⁾また本願寺と密接な関係を有していた紀伊雜賀衆との外交は、山県昌景と八重森家昌が担当している。⁽⁷⁵⁾八重森は、西国方面への使者を務めた事例が多いから、その一環であつたとみなせよう。

以上武田氏外交の取次について、交渉相手別に概観を

加えた。検出できた取次は一部に過ぎないが、対上杉氏外交をあわせて考えれば、一門・宿老格の大身と、側近層の組み合わせで交渉にあたっている事例が多いことが指摘できよう。こうしたあり方が、すべての交渉相手に共通するものかは検討を要するが、武田氏外交のひとつの形とみなしてよいのではなからうか。

二 取次の構成とその意義

1 当主側近

前節において指摘した取次の組み合わせは、どのような理由で成立したものののだろうか。本節ではその役割分担について考えてみたい。まず側近層について検討を行う。

信玄晩年の外交体制について、『軍鑑』に興味深い逸話が載せられている。

【史料二】『甲陽軍鑑』巻二⁽⁷⁶⁾

(前略) 内藤修理申は、^(昌秀) (略) かつ、^(長坂光堅・跡部勝資) 両人ハ、他国^(公家) への御使者のゆき、御くげ衆・出家衆、さうじて^(総) きやく来などの談合にこそ、^(光堅) 長坂長勘老・跡部大炊^(勝資) 介殿、たち入給へ、(略) 惣別、^(統) 両人のいろひ給ふ客来へハ、此方の者共もいろハず、^(武田) 信玄公御代にハ、

戦国大名間外交における取次

其手よりにて、^(椎名) 越中しいな所より使者を進上申をバ、^(馬場信春) ば、^(肝) みの殿きも入給ふ、又、^(多賀谷) たがや・^(宇都宮) うつのみや・安房の正木大膳・うへ田・まんぎなど、有、関東の侍大將衆申通ぜらるゝにハ、まづ我等所への内証なり、^(箕輪) それハ上野みのわの城に罷あるに付、如此、^(披露) それも終に我等の罷出、ひろう申たる事有まじ、^(土屋) 土や^(昌胤) 右衛門殿・原隼人どの・跡部大炊殿、御おほへあるべし、度々頼入候、(後略)

これは信玄の死後、境目の軍事を担当していた城代達が開いた軍議に、側近の跡部勝資・長坂光堅が臨席を求めた顛末を記したくだりである。慣例に反した行動に反発した内藤昌秀が、お互いの役割の違いを述べており、その中に外交に関わる記述がある。関係部分をまとめると、①跡部・長坂等は他国からの使者や、公家・僧などと、②跡部・長坂等は他国からの使者や、公家・僧などと、客が訪れたときの応対を担当していた。③越中椎名氏が使者を出すときは馬場、関東の侍大將衆(国衆)が使者を出すときは内藤に最初接触を図る。これは内藤が上野箕輪城代(馬場は信濃牧之島城代)であったという地理的事情による。④その際、内藤・馬場は信玄の御前に出て書状を披露することはなく、(側近である)土屋昌統・原昌胤・跡部勝資等に取次を依頼していた、という

ことになる。

『軍鑑』はあくまでも軍記物という性格を有する後年の編纂史料であり、扱いには慎重を期さねばならないが、ここに出てくる城代・側近の顔触れや任された城郭は、一次史料から明らかとなる信玄死去後の状況に一致する。同書の記述の信頼性は、この時期の部分になるとある程度向上するし、内容の具体性からして、それなりの事実を反映していると考えてよからう。

内藤・馬場等境目地域を統括する城代は、国境地帯の責任者という立場上、対外勢力からの使者の受け入れ窓口とはなっても、甲府に同道して書状の内容を披露することはしなかったというのである。⁽⁷⁷⁾理由のひとつには、使者が来るたびに城代が境目地域を放置し、本城に赴くわけにはいかないという事情があるだろう。そもそも家臣が当主に言上をする際には、取次契約を結んだ当主側近に披露を依頼するのが通常のあり方であり、⁽⁷⁸⁾その意味でも側近の参加は不可欠であったといえる。

外交相手にとつても、大名の真意を探る上で側近が参加する意義は大きかった。永禄一二年、徳川氏担当取次山県昌景は、相手方の取次酒井忠次に詳細な返書を認め⁽⁷⁹⁾た。事前の約束に反して、共通の敵である今川方と人質

交換を行ったことへの抗議を受けたためである。山県は、人質交換は武田氏に帰属したばかりの駿河衆が勝手に行ったもので、信玄も自分も一切預かり知らぬ事であったと弁明をしている。事前の約束にあたる外交書状は伝存しないが、今川方と和睦交渉をする際には事前に通知しあう、という条項が入っていたのであろう。徳川氏は遠江に退いた今川氏真と交戦中であり、武田氏の行動を背信行為と受け取ったのである。対徳川氏外交は穴山信君と山県昌景が担当していたが、徳川氏が抗議相手に選んだのは山県であった。

これは側近としての性格を有する山県の方が、事情を詳しく把握していると判断されたためであろう(山県の駿河江尻城代転出はこれ以後のことである)。天正期の甲越同盟に際しても、武田・織田間の和睦成立との風聞を聞いた上杉氏が、事情を問い質した相手は側近跡部勝資であり、勝資は詳細に弁明を書き送っている。⁽⁸⁰⁾

以上のように、側近は大名の「内意」を十分に知悉している存在であり、これは本城を留守にしがちな支城主・城代には求め得ない利点であった。逆に側近が分国の城代等に任命されて本城を離れば、披露行為や大名「内意」の把握といった利点は失われてしまう。上杉氏

の徳川氏担当取次が河田長親から直江景綱へ交代した理由は、河田が本城を離れ、越中に在国したためであった。⁽⁸¹⁾ 武田氏の場合、『軍鑑』に類似した記述がある。織田氏に対する取次を春日虎綱（信濃海津城代）に定めたところ、春日が甲府にいない場合は居城海津まで赴かねばならない。不便なので「御ひさ下にてそうしやを被仰付」と織田方の使者から要請があり、側近の原昌胤・跡部勝資を取次に命じたのだという（後掲史料六）。側近が取次として活動する意味を明確に示したものと見える。

2 一門・宿老

ここまで見てきた如く、側近層だけでも十分な外交交渉が展開出来たにも関わらず、何故一門・宿老層が交渉に参加する必要があったのだろうか。

天文二二年、伊勢外宮は遷宮費用を集めるために各地の大名に協力を依頼した。その際の書状の引付が伝存しており、どの大名にどのような書札礼を用いたのかが書き留められている。⁽⁸²⁾ 最も多く名前が挙げられているのは朝倉氏の関係者で、当主孝景以外に朝倉教景以下四名の名が挙げられている。朝倉氏の他には六角氏・武田氏・尼子氏・後北条氏・斎藤氏・今川氏について記載がある。

うち武田・後北条・今川氏については「奏者」（取次）の記載があり、それぞれ板垣信憲・遠山綱景・朝比奈泰能の名が記されている。この「奏者」が、一門ないし大身の宿老によって占められていることに注目したい。これは先述した『里見家永正元龜年中書札留抜書』においても同様であり、千葉（原）・小田（菅谷）・佐竹（江戸）・宇都宮（芳賀）・今川（朝比奈）・武田（小山田）・後北条（北条為昌・同綱成・松田）といった具合である。さらに詳しく検討すると、『里見家永正元龜年中書札留抜書』にみえる顔ぶれからは、国衆クラスの取次がただの宿老ではなく、当主権限の代行を行える「家宰」のような存在であることが注目される。⁽⁸³⁾ これは偶然の産物ではなく、もともと対外的なやりとりは、「家宰」が掌握するものであったのであろう。しかし主君に対抗が出来る程実力の拡大した「家宰」は、戦国大名の権力確立過程で排斥される傾向にある。室町後期から内訌が続いた武田氏においては「家宰」の存在は確認できないが、信虎く信玄初期の外交は、有力宿老たる板垣信方が取次として幅広く活動している。しかし信方没後、子息信憲が処断され、板垣家は一時断絶する状況になった。対外的な取次を独占していた有力家臣が排除された結果、複

数の一門・宿老が個別に交渉を担当するという分散的な状況が生まれていったものと考えられる。⁽⁸⁴⁾この点は、国衆権力と戦国大名権力の相違点のひとつとみなすことができるのではないか。

「家宰」や有力な宿老を排除した以後も、何故有力一門や宿老が起用され続けたのであろうか。天正六年、上杉景勝が武田氏に和睦を求めた際、跡部勝資が出した返書は、中条景泰・竹俣慶綱・五十公野重家・吉江信景・色部長実・水原満家・斎藤朝信・安田顕元・加地春綱・新発田長敦・上条政繁の一名に宛てられていた。⁽⁸⁵⁾これは跡部の受け取った和睦要請が彼らの連署状（または複数の書状の組み合わせ）であったためとみられ、彼らが当時勃発していた上杉氏の内訌（御館の乱）で景勝を支持したメンバーである。その内訳をみれば、上条政繁が上杉氏一門として別格である他は、ほぼ全員が越後本国の有力国衆である点が特筆される。ここには景勝の直臣である上田衆はおろか、前代以来の側近も吉江氏を除き所見されない。小身の側近集団の連署よりも、大身層の連署のほうが景勝権力の支持基盤を誇示することにつながり、交渉を運ぶ上で得策と判断されたのであろう。つまり大身の一門・宿老は、外交交渉において「対外的な

顔」と成り得る存在であったといえる。

また戦国大名間外交においては誓詞（起請文）の交換が繰り返し行われ、その際には当主だけではなく有力家臣からも誓詞が提出されることが多かった。⁽⁸⁶⁾永禄一二年の越相同盟に際し、上杉氏は後北条氏に対して「年寄共同心」を示すと述べている。⁽⁸⁷⁾このことは外交の場において、家中の意思統一の有無が重視されていたことを示すものであるだろう。そもそも中世後期の武家権力が、一門や被官の合意形成によって成り立つものであったことは、しばしば指摘されるところである。⁽⁸⁸⁾

一門・宿老のなかでも、外交担当の取次として見出されるのは限定された少数名であり、大名家当主に対しては、家中に対しては、一定以上の発言力・規制力を確保した存在と見なしう。ところが、この点側近層は異なる。側近はその存立基盤を当主の個人的信頼においているのであり、彼らは当主個人の意向を反映しても、必ずしも家中の支持を反映しない。⁽⁸⁹⁾おそらく側近層の出した副状だけでは、交渉の信頼性を保証する意味で不十分な面があったのではないか。

いまひとつ、交渉の安定性・継続性といった観点からも、一門・宿老層の参加は望ましいものがあつた。側近

層というのは、当主の交代で顔ぶれが一変することが多い。武田氏においても、信繩・信虎期における楠浦昌勝、信玄初期（永禄前半まで）の駒井高白斎は側近として広汎な活動が指摘され、外交担当取次としての活動も同様である。しかしこうした活動は、自身一代に限定されるもので、後継者には継承されていない。⁽⁹⁰⁾ 信玄期の外交は山県昌景・土屋昌統が中心となっているが、勝頼期には跡部勝資への極端な集中が指摘できる。いずれも有力側近の変遷に対応したものである。

【史料三】 安国寺真鳳書状⁽⁹¹⁾

(前略)

一、某事、今度(小槻伊治)官務殿同道可申存候処、波多家之事、于今六(借)惜敷候間、誠慮外ニ在山口候、先度、某身上事、(伝書記)伝如何申候哉、不案内にて、武任(相良)へ御一通共候つる、更武任事者、賢仁立候て、今ノ覚悟不得心事候、其書状等をも、(大内義隆)太守へ者無披露候、何時茂、某共事、其外御申之事者、杉宗長へ可被仰上候、其儀者何時も可有披露候、彼方へハ、何時も、少成共、漆被進候て可然候、爰元相良家ノ事も、武任(通)ハ頓世候、新右衛門尉者、去年死去候、其子小次郎者、此間氷上大頭共被仰付候てハ大儀

戦国大名間外交における取次

と申候て、百五十石足返進候、さて八家ノ衰微此事候、不及是非候、

一、其方立柄、(相良)長唯能々御思案候て、堅固之覚悟干

要候、某事ハ及七十候間、可懸御目事打絶候、但

不苦候、万端伝書記可申入候、誠恐謹言、

(天文一四年)十月廿五日 真鳳(安国寺)(花押)

相良殿参

人々御中

たとえ当主の交代がなくても、側近は当主の勘気や家中との軋轢によつて失脚することもあり得た。⁽⁹²⁾ 武田氏の事例ではないが、この点を肥後相良氏と周防大内氏の外交からみてみたい。天文一四年、相良長唯（義滋）は大内義隆と交渉するにあたり、義隆側近の相良武任に取次を依頼した。武任が義隆の信任厚い存在であったばかりか、相良氏の同族であり、祖父正任も取次を務めていたためとみられる。ところが、武任は相良氏からの書状を披露せず、放置してしまつた。大内氏の使僧安国寺真鳳は、武任のいい加減な振舞（「賢しき仁立ち」）を非難すると同時に、取次を任せられない理由を具体的に述べている。それは、相良武任は失脚して遁世を遂げており、その近親も政治活動を行い得る状況にはないというもの

であった。取次に選択した側近の失脚は、外交関係に悪影響を及ぼしかねないものであったといえる。

これに対し、一門・宿老層は安定・継続性が高い。取次としての活動を見れば、穴山信友―信君、小山田信有(出羽守)―信有(弥三郎)―信茂、板垣信方―信憲といった血縁による継承を確認しうる。確かに宿老板垣氏が信憲の代に処断され、勝頼期に武田信豊が頭角を現して穴山信君の役割が低下するという変化はあるものの(將軍への取次が交代している)、側近層に比べれば変遷は少ない。穴山信君の外交面での発言力低下についても、取次相手の滅亡(今川氏・朝倉氏・浅井氏・六角氏)や敵対(徳川氏)が要因であり、結果論という側面が強い。一門・宿老層は、大名発言の信頼性を保証する上で、不可欠な存在であったということができらるだろう。

一門・宿老層について考える上で、注意したいのが外交相手の地域分布の問題である。小山田信茂は上杉氏を担当する以前には後北条氏・里見氏といった南関東を担当していた。一方穴山信君は今川氏・徳川氏を始めとして、六角氏・朝倉氏・浅井氏および室町幕府といった西国方面との外交を担当している。武田信豊が外交に關与するのは勝頼期に入ってからだが、佐竹氏・佐野氏・宇

都宮氏といった北関東諸氏を中心としている点に特徴がある。取次というのは相互の合意によって關係が成立するものだから、居所が近い者に依頼したり、交渉相手同士の政治的結び付きの結果、特定の人物に集中しやすいのは自然な成り行きではある。たとえば武田信豊が北関東の外交を担当しているのは、彼が東信濃から上野にかけて影響力を有して⁹³おり、北関東との連絡に有利であったこと、先述したように北関東諸氏同士の政治的關係が深かったことが要因であろう。しかし小山田氏と上杉氏や、穴山氏と朝倉・浅井氏の場合などは、使者の移動経路と取次の所在の關係性は低い。武田氏の側で、地域区分を含めた役割分担を行った可能性を指摘できる。

三 取次になることの意味

前節においては、大名および交渉相手の視点から、取次を設定することの意味について検討を加えた。では取次に任ぜられる側にとっては、それはどのような意味をもったのであろうか。

まず確認をしておかなければならないのは、戦国大名の多くが、分国法で国外勢力との無断交渉を禁止していたということである。

【史料四】「甲州法度之次第」⁽⁹⁴⁾

一、不得内儀而、他国江遣音物書札事、一向停止畢、
但、信州在国之人者為計儀、一國中之通用者、無
是非次第也、若境目之人、日比通書状来者、不及
禁之歟、

一例として武田氏の分国法を掲げたが、同様の規定は今川氏や結城氏の分国法にも存在する⁽⁹⁵⁾。武田氏の場合には例外規定が存在し、信濃在国者が謀略のために信濃国内に書状を出すこと、および境目の居住者で普段から往来がある場合は交渉が許されている。信濃在国者、というのは信濃進出が課題となっていた時期に制定されたため、その後の領国の拡大に応じて柔軟に適用されていたと考えられよう。境目地域の責任者達には、対外活動における多少の裁量権が認められていたことになるが、これこそ取次として認められたことによる例外措置である。大名は外交権を独占する志向性を有していたのである。その大名から取次に任せられることは、領国外の相手との音信を公的に許可されることを意味する。

実際の交渉に際しては、取次は自身の判断で動くことも少なくないし、交渉相手の意向を家中で代弁する役割をも担った⁽⁹⁶⁾。朝倉・上杉間の外交トラブルに困惑した取

次朝倉景連が、自身が朝倉家中の反上杉派を抑え込んできたという実績を強調し、上杉側の取次に善処を依頼しているのは、取次の性格を端的に示したものである⁽⁹⁷⁾。また武田家臣跡部勝資は、上杉方から持ちかけられた和睦交渉に際し、交渉条件に変化がないため信玄への報告を見送ったと述べている⁽⁹⁸⁾。これ自体は外交上の駆け引きとみられるが、こうした話が出ることに自体に、内々の交渉を重ねる取次のあり方が現れているといえよう。天正八年、武田勝頼は駿河江尻城代穴山信君に対し、「家康重而催促之由候き、虚実如何聞届度候事」と家康からの働きかけの真偽を質している⁽⁹⁹⁾。当時武田・徳川間は戦争状態にあったが、穴山信君は元々徳川氏との交渉を担当していた。おそらく穴山氏は敵対関係に陥った徳川氏との交渉経路をなおも保持していたのであろう。勝頼の側にもそれを強く咎める様子は窺えず、単に事実関係の報告のみを求めているに過ぎない。これには武田氏が当時徳川氏との関係改善を模索していたという事情もあるが、取次が敵対大名との交渉経路を維持する事は、一般的にみられたものであったと思われる。

このため取次と被取次者は、内々に誓詞を交わすことすらあった⁽¹⁰⁰⁾。たとえば徳川家康は、後北条氏と同盟を結

ぶ際、取次北条氏規に対して何があっても見放さない旨を誓約している。⁽¹⁰⁾

このような取次の位置付けが、はっきりと現れているのが次の史料である。

【史料五】 上杉景勝知行注文⁽¹⁰⁾ (傍線筆者)

出置知行注文之事、

- 一、安中一跡之事、
 - 一、平之事、
 - 一、高山之事、
 - 一、長根之事、
 - 一、あま引之事、
 - 一、関東中奏者・取次之事、
 - 一、於当国出置知行、別注文遣之候事、
- 以上、

天正十三年

〔立願勝軍地藏摩
利支天飯繩明神〕朱印)十一月三日

矢沢薩摩守殿^(綱頼)

史料五は上杉景勝が、武田氏旧臣で、新たに服属した矢沢綱頼に与えた知行注文である。様々な知行地に混ざって「関東中奏者・取次之事」の安堵が含まれていることに注目したい。矢沢氏は上野沼田を拠点としており、

以前から関東の国衆と接触を有していた。上杉景勝はその経緯を尊重し、矢沢氏を頼って上杉氏への接触を図ってきた者については、引き続き矢沢氏経由のやりとりを行うこと、また矢沢氏が積極的にその役割を担うことを認めたのである。対外的な取次行為そのものが、知行と同列に認識されていたのであり、取次権の安堵とでもいうべき事例である。

同様の事例は、武田氏滅亡後に織田氏に仕えた倉賀野(跡部)家吉においてもみられる。家吉は織田家宿老滝川一益の命を受け、里見氏に服属を求める書状を出している。⁽¹⁰⁾ その際家吉は、自身がこの書状を出した理由について、先代(武田家臣時代)から「東筋馳走」つまり関東方面との外交交渉を担っていたためと述べている。家吉も、織田氏から取次権を安堵された存在であったのであろう。

取次には、情報の集中、上位権力を背景とした権勢、被取次者の立場を代弁することによって得られる発言力といった様々な利点が存在する。そのうえ取次関係は閉鎖的な要素が強く、一度結ばれた関係はその後も維持されることが多かった。ここに取次となること自体が、ひとつの知行と認識される下地があるといえ、人間関係そ

のものを公的な意思伝達に活用することが、権益化して
いたことを示すものであろう。なお矢沢綱頼や倉賀野
(跡部) 家吉の果たしていた役割は、領国外縁部(「境
目」)における窓口としてのものであつて、権力の中枢
に位置する一門や側近の役割とは明確に異なる。しかし
ながら権益化という事態は、一門や側近層が務めた取次
においても、同様であつたと思われる。

権益という要素が生じていたからこそ、取次の変更は
軋轢を招きかねないものであつた。文明年間、古河公方
足利氏に対する新田岩松氏の「奏者」(取次)は、佐々
木温久↓築田河内守↓印東氏と交代した。⁽¹⁰⁶⁾この交代は岩
松氏(正確にはその家宰横瀬氏)の要望によるもので、
佐々木氏が「殊之外緩怠」、築田氏が「公事向一向無披
露」であつたためといい、長楽寺住持松陰が手配を行つ
た。ところが数日後、築田氏から松陰のもとに厳しい抗
議が寄せられた。松陰は①「奏者」交代はすべて自身の
独断であつて岩松氏は預かり知らないこと、②岩松家に
は固定した「奏者」契約を結ぶ慣例はなく、その都度適
当な相手に依頼をしていること(だから今回の変更にも
他意はない)、③今回の「奏者」変更は、単に陣所の遠
近という物理的な不便さによるものという釈明を行つて

その場を収めている。

このように取次の変更には慎重な配慮が必要であつた。
次掲の逸話からも、トラブル回避のための配慮が読み取
れる。

【史料六】『甲陽軍鑑』卷一⁽¹⁰⁶⁾

さありて、織田掃部、長坂長閑をもつて申上るハ、
此上こまかなる儀をも可申上候、我等自然ひまさし
あい候て、佐々権左衛門か赤沢十郎左衛門か参候時、
たれを以可申上候、と申ば、信玄公被仰出は、高坂^(香)
弾正二つゐて申せ、とある、掃部申上る、高坂弾正^(虎綱)
殿ハ信州川中嶋に被罷有候、甲府に弾正いられざる
時、川中島までまいるも、いかゞに候、少キ儀二、
大名の弾正を、これまでとも申しにく、候間、御ひ
ざ下にて、そうしやを被仰付候ハ、其上にても、
大あらましの事ハ、高坂弾正殿へ可申候、と織田の
掃部申候二付、原隼人・跡部大炊助^(勝寛)兩人を被仰付、
織田掃部と原隼人・跡部大炊助を長坂長閑所までよ
び、引きあわするなり、掃部、甲府二久敷奉公申候
故、兩人ながら知人なり、中二も跡部大炊介ハ、織
田掃部、信玄公へ御奉公申時のそうしや也、(略)
武田氏の織田氏担当取次変更をめぐる逸話である。織

田信長の使者（織田掃部）は、担当取次が春日（香坂）虎綱であると聞き、普段信濃海津に在城している春日では、連絡が不便であるとして再考を願ったという。その際、織田掃部は春日虎綱に気を遣い、取次解任と伝えるのは礼を失するため、甲府での取次を別に定めるという体裁をとってもらい、虎綱へも交渉の概要を報告することにしたいと述べている。事実であるかの裏付けを欠くが、このような事態が一般的に起こりえるものであったという評価はしてもよいであろう。たとえ大名の決定であっても、解任された取次が不満を抱く可能性は否定できない。不満を抱いた元取次が、被取次者にとって不利な発言をするようになっては、元も子もないのである⁽¹⁰⁶⁾。こうした配慮は大名の側も行っていた。越相同盟に際し、交渉ルートの乱立を懸念した北条氏康は、四男氏邦に交渉を任せることを決定するが、独自に交渉に当たっていた三男氏照にも取次を継続させている⁽¹⁰⁷⁾。これは従来⁽¹⁰⁸⁾の経緯を考慮した結果であり、取次権の安堵と呼べるものである。武田氏が穴山氏を今川氏担当取次、小山田氏を後北条氏担当取次として起用したのも、同様の文脈で理解できる。もちろんこのような取次権の安堵の背景には、当然大名側の思惑が存在する。第三者が交渉を仲

介するという「中人制」⁽¹⁰⁹⁾の伝統からすれば、新規に服属した国衆が取次となることは望ましいことであった。恐らく、本国の国衆である穴山・小山田両氏の取次起用の背景には、当初「中人」的な役割が期待されていたと考えられる。取次権の安堵が、新規に服属した国衆層に見出せるのは、こうした理由によるのであろう。ただし「中人」としての立場はその後も維持され続けるわけではない。彼らは武田氏権力内において、一門・宿老という位置付けを与えられていたのであり、これは第三者の性格の喪失を意味する。穴山・小山田両氏の交渉相手は徐々に拡大をしていくが、それはあくまで武田氏から委託された権限であった。そのときの彼らは、武田氏権力の一員としての取次へと転化していたのである。

おわりに

本稿では甲斐武田氏を素材として、戦国大名間外交の取次者について検討を行った。武田氏の外交は、一門・宿老層と側近との組み合わせで交渉が担われることが多くという特徴を有する。側近は披露行為及び当主「内意」の把握という、自身の立場を最大限に活かして交渉に参加していた。このため、交渉の実質面を主導する立

場にあることが多かった。一方の一門・宿老は外交の信頼性を高め、保証を与える役割を担ったものと考えられる。つまり側近による外交交渉が可能でありながらも、一門・宿老を起用せざるを得ない点に、戦国大名武田氏権力のひとつの特徴があったということができよう。戦国大名とは、一門・宿老という大身の支持によつてはじめて、対外的な発言の正統性を保証された権力であったのである。

ただし注意したいのは、一門にせよ、宿老にせよ、こうした家格というものが、大名によつて再編成されたものであるということである。⁽¹⁰⁾取次としての権限自体、戦国大名武田氏の安堵・承認の範囲内に位置したものであった。

これを取次の側からみれば、自身が大名と他大名の間を取り持ち、双方の意思を保証する政治的立場を獲得したことを意味する。とりわけ国外勢力との交渉に際し、主導権を握ることは、大名の政策決定における発言力へと直結しよう。取次に任せられるということは、人間関係の公的活用を認められたことに他ならない。だからこそ、取次は一種の「知行」と認識されるようになり、それ自体が安堵・改替の対象となりうるのである。

戦国大名が統一政権の中に位置付けられた時、今度は大名自身が安堵を受ける立場に立たされることになる。大名が統一政権から取次として認められるかどうかは、従来保持していた自律的な外交関係の継続とその公的活用を認められるかという側面を有し、政治的発言力に関わる問題でもあった。豊臣政権初期においては、上杉・徳川氏が「関東取次」、毛利氏が「九州取次」に任せられるが、これは従来からの外交関係を既得権として安堵し、政権側が活用したものと位置付けうる。毛利氏の「九州取次」補任が、一部分国の国替の代替条件として提示されているのは、⁽¹¹⁾既得取次権（＝戦国大名の自主外交権）の安堵という性格を端的に示している。豊臣政権が服属した戦国大名を「取次」として任用したのは、双方の政治的要求を満たすものであるということができ、ここに戦国期からの連続性を見出す事ができる。

こうした旧戦国大名は、豊臣政権の確立に伴い、「取次」の任を解かれていくとされるが、そこでいう「取次」とはあくまで自律的外交権を安堵されたものであったのであり、政権側からの位置付けに変化が生じていくのは、当然の成り行きであった。⁽¹²⁾豊臣政権の「取次」「指南」については、戦国大名における取次のあり方を

踏まえて、改めて検討を行っていく必要があると思われる。

註

(1) 山本博文「豊臣政権の「取次」の特質」(同著『幕藩制の成立と近世の国制』、校倉書房、一九九〇年。初出一九八四年)等。

(2) 戦国大名間の交渉を示す際に、先行研究ではしばしば「通交」という言葉が用いられるが、この言葉には経済・交通面での交流という意味合いが強い。戦国大名間の交渉は、和睦・同盟をはじめ、独自の政治的・軍事目的を達成するために行われるものであり、「通交」という言葉では表現しきれない。また戦国大名は、解体過程にある室町幕府との関係を維持してはいるものの、自立的権力という指向性を有しており、「地域国家」と位置付けうる存在である(勝俣鎮夫「戦国大名「国家」の成立」、同著『戦国時代論』、岩波書店、一九九六年。初出一九九四年/有光友學編『日本の時代史12 戦国の地域国家』、吉川弘文館、二〇〇三年)。したがって本稿では戦国大名間の交渉について、独自の意思を持つ「地域国家」間の交渉という意味で、「外交」と呼称し、その文書についても「外交書状」と呼称する(本来なら鉤括弧を付すべきだが、煩雑であるため省略する)。なお交渉相手の中には、国衆と評価すべき地域権力も存在するが、一々言及はしていない。

(3) 戦国期研究と豊臣期研究では、学術用語としての「指南」「取次」の指す内容が事実上逆転している点に注意が必要である。なお、以下で鉤括弧を付した「取次」は、豊臣政権の「取次」を指す。

(4) 岩澤愿彦「越相一和について―「手筋」の意義をめぐって―」(『郷土神奈川』一四号、一九八四年)。

(5) この点は、市村高男「戦国期常陸佐竹氏の領域支配とその特質」(同著『戦国期東国の都市と権力』、思文閣出版、一九九四年)、黒田基樹①「松田憲秀に関する一考察―「指南」の具体例として―」(同著『戦国大名領国の支配構造』、岩田書院、一九九七年。初出一九九二年)、②「戦国大名北条氏の他国衆統制(二)―「指南」「小指南」を中心として―」(同書所収。初出一九九六年)、及び③「戦国大名と外様国衆」(文献出版、一九九七年)所収の各論文によって、より明確に位置付けられている。

(6) 栗原修①「上杉氏の外交と奏者―対徳川氏交渉を中心として―」(『戦国史研究』三三三号、一九九六年)、②「上杉・織田間の外交交渉について」(所理喜夫編『戦国大名から將軍権力へ』、吉川弘文館、二〇〇〇年)、田中宏志「景勝期上杉氏の情報と外交―対豊臣氏交渉を中心として―」(『駒澤大学史学論集』三〇号、二〇〇〇年)、片桐昭彦「長尾景虎(上杉輝虎)の権力確立と発給文書」(同著『戦国期発給文書の研究』、高志書院、二〇〇五年。初出二〇〇一年)等。また佐竹氏に関して前掲註(5)市村論文、六角氏に関して今岡典和「守護の書状とその副状」(矢田俊文編『戦国期の権力と文書』、高志書院、二〇〇〇

四年)等がある。

- (7) 拙稿①「武田氏の外交における取次―甲越同盟を事例として―」(『武田氏研究』二二二号、二〇〇〇年)、②「戦国大名間外交的一幕―取次の書状作成―」(『年報三田中世史研究』八号、二〇〇一年)、③「境目の城代と」路次馳走」(『戦国史研究』四三三号、二〇〇二年)、④「向山又七郎と甲相同盟」(『戦国史研究』四七号、二〇〇四年)、⑤「越相同盟再考―手筋」論をめぐって―」(『史料館研究紀要』三五号、二〇〇四年)、⑥「取次の独断―島津氏の事例から―」(『年報三田中世史研究』一四号、二〇〇七年)。

- (8) 遠藤ゆり子①「執事の機能からみた戦国期地域権力―奥州大崎氏における執事氏家氏の事例をめぐって―」(『史苑』六二巻一号、二〇〇一年)、②「戦国期奥羽における保春院のはたらき―戦国時代の平和維持と女性―」(『日本史研究』四八六号、二〇〇三年)、③「越相同盟にみる平和の創造と維持―戦国大名の有縁性と無縁性―」(藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』、高志書院、二〇〇四年)。

- (9) 山田邦明『戦国のコミュニケーション―情報と通信―』(吉川弘文館、二〇〇二年)。

- (10) 羽田聡「足利義晴期における内談衆編成の意義について―人的構成の検討を通して―」(『年報三田中世史研究』六号、一九九九年)、桜井英治「無為」と「外聞」(同著『室町人の精神』、講談社、二〇〇一年)、山田康弘「戦国期における将軍と大名」(『歴史学研究』七七二号、

戦国大名間外交における取次

二〇〇三年)等。

- (11) 羽下徳彦「戦国通交文書の一側面」(同著『中世日本の政治と史料』、吉川弘文館、一九九五年。初出一九九四年)等。

- (12) 前掲註(7)拙稿②等。

- (13) 末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進編『中世の法と政治』、吉川弘文館、一九九二年)。

- (14) 家永遵嗣「將軍権力と大名との関係を見る視点」(『歴史評論』五七二号、一九九七年)。

- (15) 前掲註(5)市村論文、同黒田①論文、前掲註(7)拙稿⑤等。

- (16) 前掲註(8)遠藤②・③論文。

- (17) 前掲註(7)拙稿⑥は、境目の国衆の動向を踏まえて、大名権力を構成した取次の対応を検討したものである。

- (18) 前掲註(7)拙稿①。

- (19) 「猶〇〇可申候」といった表記は、一六世紀初頭から、將軍御内書において副状発給者を示す文言として定着していく(羽田聡「足利義晴期御内書の考察―発給手続と「猶」表記―」、『年報三田中世史研究』三三三号、一九九六年)。これは戦国大名発給文書においても同様であり、「猶〇〇可申候」と書かれた人名は、副状発給者＝取次を示す場合が多い。ただし、実際に文書を届ける使者を示す場合もあり、逆に使者として往來を繰り返した者が副状を発給する事例も確認しうる。

- (20) 堀内亨「戦国大名の領国形成と国人領主―武田氏と穴山氏を事例として―」(佐藤八郎先生頌寿記念論文集刊行

会編『戦国大名武田氏』、名著出版、一九九一年)等。

- (21) 『土佐国蠹簡集残篇』(『戦国遺文武田氏編』四〇一四・四〇一五号、以下『戦武』四〇一四・四〇一五と略記)。

- (22) 諏方郡司としての板垣氏については、拙稿「戦国大名武田氏の領域支配と「郡司」―信濃国諏方郡支配を事例として―」(『史学』七五卷二・三合併号、二〇〇七年)を参照。なお、板垣氏は甘利氏とともに武田家臣団筆頭の「両職」を務めたとされるが、「両職」の存在自体に疑問が投げかけられている(高橋正徳「戦国大名武田氏の権力機構における家臣の役割」、『駒澤大学史学論集』三三三号、二〇〇三年)。

- (23) 平山優「駒井高白斎の政治的地位」(『戦国史研究』三九号、二〇〇〇年)。

- (24) 笹本正治「小山田氏と武田氏―外交を中心として―」(同著『戦国大名武田氏の研究』、思文閣出版、一九九三年。初出一九八九年)等。

- (25) 『甲陽日記(高白斎記)』天文一四年一〇月一五日条。

- (26) 前掲註(7)拙稿④。

- (27) 「妙本寺文書」(『戦武』一七九〇・一七九一)。

- (28) 『明治百年大古書展即売展観出品目録』掲載文書(『戦武』四〇五五)。

- (29) 「妙本寺文書」(『戦武』一八七七)。

- (30) 拙稿「甲佐同盟に関する一考察―武田勝頼期を対象として―」(『年報三田中世史研究』七号、二〇〇〇年)。

- (31) 『武州文書』(『戦武』三三八八)他。

- (32) 「岡本家文書」(『戦武』三五七四)。

- (33) 内閣文庫所蔵(『千葉県歴史』資料編中世5―記録典籍六一九号)。

- (34) 「但」以下の部分は、最近小山田宛の披露状ではなく、「甲府人々御中」と武田氏の居所宛(小路名)で書状を出すようになった、と解釈される。これは小山田氏が取次から外れたことを意味するものではない。引用箇所の前後を見ると、千葉氏宛、佐竹氏宛など他の箇所にも「但当時者、佐倉人々御中」のように、同様の記述が確認できるからである。したがって、里見氏の家格意識上昇に伴う薄礼化と捉えられる。永禄一二年に大名としての実態を喪失した今川氏宛の書札札にはこのような記述が見られないから、当該部分における「近年」「当時」は今川氏滅亡後、即ち元龜―天正年間を指している可能性が高い。永禄一二年に里見氏は上杉氏に対して書札札の格上げを要求しており(市村高男「越相同盟と書札札」、『中央学院大学教養論叢』四卷一号、一九九一年)、時期は符合する。

- (35) 『秋田藩家蔵文書』(『戦武』九七六)。

- (36) 「太田家文書」(『戦武』一四七七)。

- (37) 『明治古典会目録 平成元年』掲載文書(『戦武』一四〇一)他。

- (38) 前掲註(30)拙稿。

- (39) 国文学研究資料館所蔵「紀伊統風土記編纂史料(紀伊国古文書)」のうち『藩中古文書』所収「正文書」(『戦武』三一七六・三一七七)。

(40) 千秋文庫所蔵「佐竹古文書」(『戦武』三四〇四・三四〇八)、「奈良家文書」(『戦武』三四〇五)。

(41) 『千秋文庫所蔵佐竹古文書』掲載の写真および東京大学史料編纂所架蔵の影写本による。なお、武田氏発給文書の筆跡について検討したものととして、柴辻俊六「武田信玄自筆文書の考察」(同著『戦国期武田氏領の展開』、岩田書院、二〇〇一年。初出一九九七年)がある。

(42) 「石田家文書」(『戦武』一〇八一)。

(43) 「小田部庄右衛門氏所蔵文書」(『戦武』四〇六五)。

(44) 「小田部庄右衛門氏所蔵文書」(『戦武』三三九八)。

(45) 「福地家所蔵文書」(『戦武』三六二三)。

(46) 「保阪潤治氏所蔵文書」(『戦武』一一三四)、『新編会津風土記』(『戦武』一一六三)。なお、拙稿①「武田勝頼と一門」、②「武田勝頼の外交政策」(ともに柴辻俊六・平山優編『武田勝頼のすべて』、新人物往来社、二〇〇七年)において、穴山信君が蘆名氏を始め陸奥方面の外交に関与したと述べたが、これは蘆名盛隆書状(「真如苑所蔵文書」、『戦武』四〇九三)の宛所「梅雪齋」を、穴山信君(梅雪齋不白)に比定したことから生じた誤りであった。同書状の「梅雪齋」は陸奥三春の国衆田村氏の一門であり、信君ではない。

(47) 「信盛院文書」(『戦武』四三四六)。

(48) 本光寺所蔵「田島家文書」(『戦武』一三六八)他。

(49) 『古今消息集』(『戦武』一三五二)、致道博物館所蔵「酒井家文書」(『戦武』一三六九)。

(50) 「新見家文書」(『戦武』四〇二〇)。年次比定は、織田

信長の花押型による(奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』補遺三号の解説参照)。

(51) この間の政治情勢については、拙稿「信玄の拡大戦略戦争・同盟・外交」(柴辻俊六編『新編武田信玄のすべて』、新人物往来社、二〇〇八年)、小笠原春香「武田氏の外交と戦争―武田・織田同盟と足利義昭―」(平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』、岩田書院、二〇〇八年)を参照。

(52) 「和田家文書」(『戦武』九四四)、『甲陽軍鑑』卷一二(酒井憲三編『甲陽軍鑑大成』第一卷本文篇上三七二頁、汲古書院)。

(53) 『武家事紀』(『戦武』一三七九)他。

(54) 徳川林政史研究所所蔵「古案」(『戦武』三八八八)、『歴代古案』(『戦武』三二八九)。

(55) 長春寺所蔵「高和尚法語集」(『新修関市史』史料編古代・中世・近世一―三一五頁)。

(56) 尊経閣文庫所蔵「武家手鑑」(『戦武』二〇一〇)、『土屋家文書』(『戦武』四〇六四)。

(57) 「徳川黎明会所蔵文書」(『戦武』一九八九)他。

(58) 「本堂平八郎氏所蔵文書」(『戦武』四〇七九)。

(59) 「塚本誠氏所蔵文書」(『戦武』三八二〇)。年次比定は桃隠正寿の没年と穴山信君の通称変遷による。

(60) 『武州文書』(『戦武』一七〇九)。本文書は武田信玄書状の副状であることから、従来元龜二年に比定されてきた。しかし近年、同四年の信玄死去直後、その死を秘匿していた時期のものが指摘されている(柴裕

之「戦国大名武田氏の遠江・三河侵攻再考」、『武田氏研究』三七号、二〇〇七年。

(61) 「三浦周行氏所蔵文書」(『戦武』四〇八二)、『古今消息集』(『戦武』四〇八三)。

(62) 「吉川家文書」(『戦武』三二一七)。

(63) 山口市歴史民俗資料館所蔵「万代家手鑑」(『戦武』二七二二) 他。

(64) 『秋田藩家蔵文書』(『戦武』三八一・三八二)。

(65) 東洋文庫所蔵「大館文書」(『戦武』五八六)。

(66) 「大阪青山短期大学所蔵文書」(『戦武』一五七二)。

(67) 『常総遺文』(『戦武』四〇八〇)。

(68) 「永源寺文書」(『山梨県史』資料編5下―二四九四号)。

(69) 『古今消息集』(『戦武』四〇八一・四〇八四)。

(70) 『証如上人日記』天文一〇年二月一日条。

(71) 『顕如上人御書札案留』(『戦武』四〇七八)。原文は「武田右衛門大夫」であり、この表記が正しいとすれば、一条信龍に比定される。しかし当時の対京都外交は穴山信君が中心であることから、信君の官途名である「武田左衛門大夫」の誤記と判断されており、本稿においてもその理解を踏襲する。ただし一条信龍である可能性も否定できない。

(72) 「万代家手鑑」(『戦武』二〇二一)。

(73) 「岡家文書」(『戦武』二六七九)。

(74) 「勝善寺文書」(『戦武』二七七三) 他。実了師慶については、柴辻俊六「本山系大寺院外交」(同著『戦国期武田氏領の形成』、校倉書房、二〇〇七年。初出二〇〇三

年)等に詳しい。

(75) 「西本願寺文書」(『戦武』四〇七三)。

(76) 『甲陽軍鑑大成』本文篇上九二―九三頁。

(77) 境目地域の城代・城将に附与された外交権は、使者の往来の安全性確保(「路次馳走」)を基軸とし、それに近接勢力との関係円滑化を加えたものであったと思われる(前掲註(7)拙稿③)。

(78) 片桐昭彦「武田氏の文書発給システムと権力」(前掲註(6)片桐著書所収。初出二〇〇〇年)、拙稿「武田氏の領域支配と取次―奉書式朱印状の奉者をめぐって―」(前掲註(5)平山・丸島編著所収)。

(79) 致道博物館所蔵「酒井家文書」(『戦武』一三六九)。

(80) 『歴代古案』(『戦武』三二八八)。なお、前掲註(30)拙稿参照。

(81) 前掲註(6)栗原①論文。

(82) 神宮文庫所蔵『外宮引付天文』(『戦武』四〇一六)。

(83) 戦国大名権力確立期における「家宰」の位置付けについては、黒田基樹「戦国大名権力の成立過程」(同著『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇三年。初出二〇〇〇年)を参照。本文中で言及した諸氏の内、原氏は千葉氏の「家宰」と評価されている(平野明夫「守護千葉氏の変貌と相馬地域」、『我孫子市史』通史編中世、二〇〇五年)。また遠藤ゆり子氏は、陸奥大崎氏権力における「執事(家宰)」氏家氏の機能として、外交担当取次としての役割を指摘されている(前掲註(8)①論文)。

(84) 毛利氏のように一門・宿老連名での外交書状発給がみ

られる大名においても、家中の第一人者に権限が集中していない点では同様である。なお毛利氏のこのような体制が、執権制に代わって出現したものであったことは、松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(広島史学研究会編『史学研究五十周年記念論叢 日本編』、福武書店、一九八〇年)を参照。

(85) 「杉原謙氏所蔵文書」(『戦武』二九八四)。

(86) 栗野俊之「戦国期における合戦と和与」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大学出版会、一九八八年)等。

(87) 「上杉家文書」(『上越市史』別編上杉氏文書集七一二号、以下『上越』七二二と略記)。

(88) 笠松宏至「中央の儀」(同著『法と言葉の中世史』、平凡社、一九八四年)、勝俣鎮夫「相良氏法度の一考察」(同著『戦国法成立史論』、東京大学出版会、一九七九年、初出一九六七年)。

(89) 山田康弘氏は足利義晴を支えた内談衆について、側近であるが故に將軍への規制力が乏しかった可能性を指摘している(『戦国期の御前沙汰』、同著『戦国期室町幕府と將軍』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九五年)。

(90) 楠浦昌勝に関しては上野晴朗「領国形成期の問題点」(同著『甲斐武田氏』、新人物往来社、一九七二年)、駒井高白齋に関しては前掲註(23)平山論文を参照。

(91) 「相良家文書」(『大日本古文书 家わけ第五 相良家文書』三七八号)。

(92) 信玄の有力側近原昌胤が、一時勘気を蒙った可能性が

あることは、拙稿「原昌胤の赦免」(『武田氏研究』三〇号、二〇〇四年)を参照。

(93) 前掲註(46)拙稿①等。なお信玄期における甘利信忠についても、信豊と同様の立場にあったとみなしうる(黒田基樹「武田氏の西上野経略と甘利氏」、同著『戦国期東国大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年、初出一九九九年)。

(94) 東京大学法学部所蔵五七箇条本(『戦武』二二八)。

(95) 『中世政治社会思想』上卷(岩波書店、一九七二年)。

(96) 山田邦明「情報の錯綜」(前掲註(9)山田著書所収、前掲註(7)拙稿②・⑥)。

(97) 「上杉家文書」(『上越』四六〇)。

(98) 「高橋大吉氏所蔵文書」(『戦武』一七六一)。

(99) 「東京大学史料編纂所所蔵文書」(『戦武』三三〇七)。

(100) 国衆服属時の事例ではあるが、前掲註(5)黒田②論文、佐々木倫朗「佐竹北義斯に関する一考察」(『茨城県史研究』七八号、一九九七年)等が参考となる。

(101) 神奈川県立歴史博物館所蔵「北条文書」(『戦国遺文後北条氏編』四四九二号)。

(102) 真田宝物館所蔵「矢沢家文書」(『上越』三〇六七)。

(103) 「藩中古文书」所収「正文文书」(『千葉県の歴史』資料編中世4—紀伊国古文书一六号)。本文書の宛所については、前掲註(7)拙稿③参照。

(104) 『松陰私語』第二(『群馬県史』資料編5中世1)。

(105) 『甲陽軍鑑大成』本文篇上三六九頁。

(106) 前掲史料三における相良武任の怠慢に怒った肥後相良

氏は、武任復権後も彼を無視する行動をとるが、安国寺真鳳は相良氏の短慮を諫めている（『相良家文書』、『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書』四六二号）。これも、旧取次に反感を抱かせないための配慮の一環とみなせよう。

(107) 前掲註(7)拙稿⑤。

(108) 穴山・小山田氏の外交権について、矢田俊文氏は武田氏とは別個の独自外交として高く評価するが（『戦国期の権力構造』、同著『日本中世戦国期権力構造の研究』、塙書房、一九九八年。初出一九七九年）、それが成り立たない事は本稿の内容からも明らかであろう。

(109) 勝俣鎮夫「戦国法」（前掲註(88)勝俣著書所収。初出一九七六年）。

(110) 拙稿「戦国大名武田氏の一門と領域支配」（『戦国史研究』五三号、二〇〇七年）。

(111) 「毛利家文書」（『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』九五五号）。

(112) このような観点から議論を行ったものとして、平野明夫「豊臣政権下の徳川氏」（同著『徳川権力の形成と発展』、岩田書院、二〇〇六年。初出二〇〇二年～二〇〇三年）が挙げられる。

〔付記〕 本稿は、戦国史研究会例会（二〇〇一年七月一日）、三田史学会大会（二〇〇三年六月二十八日）において行った口頭報告を元とし、その後の知見を加えて成稿したものである。